

小規模事業者の皆様を支援

最大で20万円の

補助が受けられます！

《みよし市小規模事業者経営改善資金利子補給補助金》

みよし市では、株式会社日本政策金融公庫の「小規模事業者経営改善資金融資」を利用した際に支払った約定利子（延滞利子は除く）に対し、補助金を交付します

【この制度を利用できる方】

- ①市内に住所及び事業所を有する個人
市内に事業所を有する中小企業者等
- ②小規模事業者経営改善資金融資を利用した
- ③暴力団等と密接な関係がない
- ④市税を完納している
- ⑤同一年度に「みよし市信用保証料補助金」を受けていない

- 補助対象 融資を受けた日から1年間（据置期間も含む）に支払った利子
- 補助額 利子総額の80%
- 限度額 1年度当たり20万円

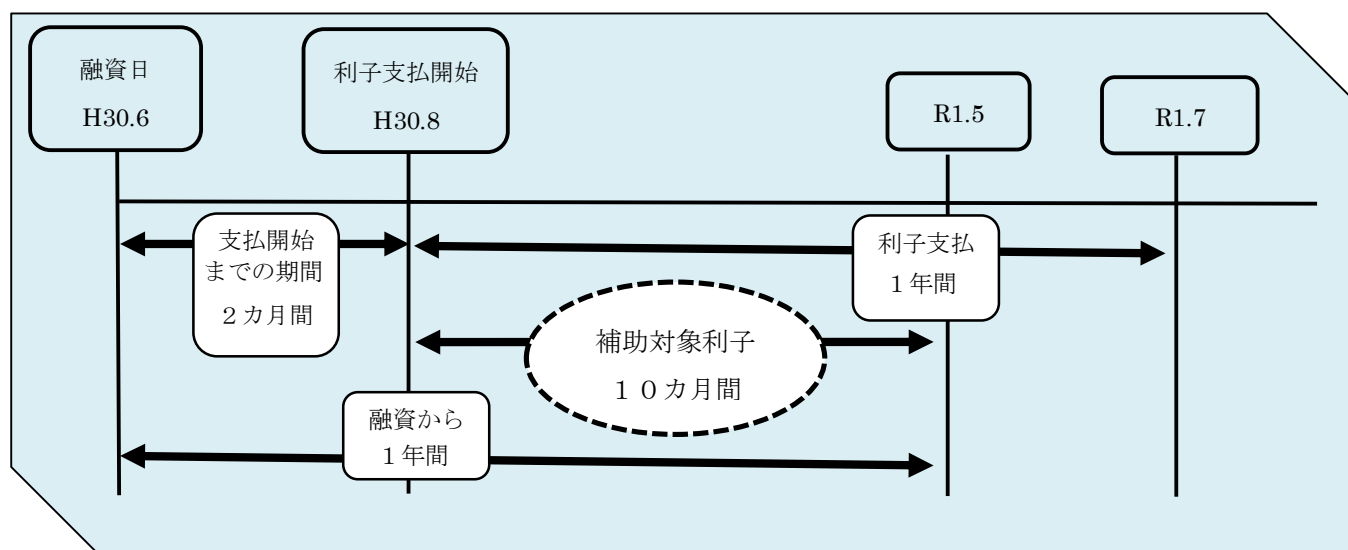
《申込期限》

補助対象となる利子を最後に支払った日から30日以内に申請してください

■補助対象となる利子

例：利子支払いに2ヶ月の期間がある場合

※補助対象となる利子は10か月分になる



■必要書類

- 融資に係る償還表の写し ①
- 公庫の発行した利子支払証明と支払済額証明書の写し ②
- 市税の完納証明書 ③

※③は市役所又はサンネットにて1枚200円で発行しています

【お問い合わせ先】

みよし市役所 環境経済部 産業課

〒470-0295 みよし市三好町小坂50番地

TEL (0561) 32-8015 FAX (0561) 34-4189

E-mail sangyo@city.aichi-miyoshi.lg.jp